

三重県営スポーツ施設広告掲出要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県営スポーツ施設内に、民間企業等の看板による広告を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲出の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 広告を掲載する三重県営スポーツ施設は、次のとおりとする。

- (1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン
- (2) 三重県営総合競技場
- (3) 三重県営松阪野球場
- (4) 三重県営ライフル射撃場

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県営スポーツ施設広告掲出基準」のとおりとする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等の貼付によることとし、掲出箇所へ直接塗装することはできない。

- 2 前項の粘着フィルム等は、広告掲出期間中における掲出箇所からのはく離又は広告撤去時における掲出箇所の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第2条（3）に掲げる施設における広告の掲載方法は、フェンスラバー面への直接塗装とする。なお、撤去の際は既設の背景色による塗装をすることとする。

(広告の規格等)

第5条 要綱第4条に規定する広告の掲出位置、掲出枠数、規格等については、別途、「「三重県営スポーツ施設広告掲出」広告主募集要項」（以下「募集要項」という。）において定める。

(広告の掲出期間)

第6条 要綱第5条に規定する広告を掲出する期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として1か年単位とする。
- (2) 複数年に渡る広告の掲出期間は、5か年を最長とする。

(広告の募集方法)

第7条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、原則として三重県ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

2 広告の掲出を希望する者は、別途定める募集要項に基づき、三重県営スポーツ施設広告掲出申込書兼誓約書(様式第1号)に次の資料を添付したもの(以下「申込書等」という。)を、県に提出するものとする。

(1) 広告のデザイン素案(色合い、大きさが付記されたもの)が、A3判に縮小された資料及びJPEG形式又はTIFF形式による電子データ

(2) 申込者の活動概要が分かる資料(パンレットやホームページ掲載内容、又は任意の印刷物)

(広告掲出の決定及び承諾)

第8条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかに第17条に規定する三重県営スポーツ施設広告掲出審査会を開催し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲出を決定する。

2 県は前項の規定により決定したときは、三重県営スポーツ施設広告掲出(不掲出)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

3 広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、県が指定する期限までに、三重県営スポーツ施設広告掲出承諾書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(広告掲出料)

第9条 広告掲出料は、募集要項に定める。

2 広告主は、前項の規定による広告掲出料を、年度ごとに県が発行する納入通知書により、県が指定した日までに一括して納入するものとする。

(広告掲出料の返還)

第10条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出期間において当該広告を掲出しなかったときは、掲出しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲出料に基づき、月割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲出しなかった期間が1か年単位につき1月未満の場合は、返還しないものとする。掲出しなかった日とは、1日において6時間を超える場合を1日とし、この日数が30日をもって1月とする。

2 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲出を取り消した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。

3 県は、要綱第9条の規定による広告掲出の取下げを受理した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。

4 第1項の規定により還付する広告掲出料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第11条 広告主は、県の指定する日までに、原稿を県の指定する場所に提出するものとする。

2 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲出等)

第12条 広告の掲出作業は広告主が行うものとする。

2 掲出期間は、三重県営スポーツ施設広告掲出決定通知書（様式第2号）により通知した期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号に定める期間内において、広告の掲出期間の延長を希望する広告主は、県が指定する日までに、三重県営スポーツ施設広告掲出延長届出書兼誓約書（様式第4号）を県に提出するものとする。

(広告の撤去等)

第13条 広告掲出期間が終了した場合や、広告の掲出が取り消された場合及び広告の掲出を取り下げた場合は、広告主が広告を撤去するものとする。

2 広告の撤去作業により施設を損傷した場合は、広告主が原状に復するものとする。

(費用負担等)

第14条 広告原稿の作成、掲出及び撤去作業は、広告主の責任において行い、それに伴う費用は、広告主の負担とする。

2 広告掲出期間内に広告の損傷等が生じた場合は、破損等の原因が県の故意でない限り、原則として広告主において原状回復するものとする。

(広告の変更)

第15条 広告主は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するもの

とする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第17条 要綱第11条の規定により、広告の可否を審査するため、三重県営スポーツ施設広告掲出審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。

- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

- 5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長が必要と認める場合は、会議による審査に代え、委員がデータベースシステムに意見を入力することで審査できるものとし、委員の過半数が入力することで成立する。

- 6 審査会の議事は、出席又はデータベースシステムに入力した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第18条 審査会の事務局は、三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課に置く。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第20条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

この要領は平成26年 2月17日から施行する。

附則

この要領は平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は令和2年 6月25日から施行する。

附則

この要領は令和3年10月25日から施行する。

附則

この要領は令和4年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は令和5年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は令和7年 4月 1日から施行する。

別表 1 （第 17 条関係）三重県営スポーツ施設広告掲出審査会委員

委員長	地域連携・交通部 スポーツ推進局 スポーツ推進課長
委員	総務部 広聴広報課長
	総務部 財政課長
	総務部 法務課長
	子ども・福祉部 少子化対策課長
	環境生活部 人権課長
	環境生活部 くらし・交通安全課長
	教育委員会事務局 教育総務課長